

●保留地とは

保留地とは、土地区画整理事業の施行により整備された土地のうち、一部を換地として定めず、売却により事業費の一部に充てることを目的に、施行者が確保する土地のことを言います。

地方公共団体が施行する土地区画整理事業においては、事業施行後の土地価格の総額が、事業施行前の土地価格の総額を超える場合に限り、その差額の範囲内で保留地を定めることができます。

保留地の売却価格（予定価格）は、施行者が土地利用の増進率や公示価格等を考慮して定めます。

購入した保留地は、直ぐには登記をすることは出来ず、事業完了後に、確定測量や換地処分を行い、保留地の保存登記に続いて所有権移転の登記を行うこととなります。